

# 防災かわら版

問合せ先 防災安全課防災係（河内庁舎2階） ☎36 4 1 4 5

## ～各種補助制度のご案内～

### ■家具等転倒防止促進事業費補助金

**○申請方法**  
購入後3か月以内に以下の3点の書類を提出してください。  
①交付申請書兼請求書（様式第1号）②取付箇所の写真  
③領収書の写し

**○対象となるもの**  
L字金具、つっぱり棒、ベルト、食器棚等の留め金具 など

**○補助額**  
対象経費の2分の1以内

**○上限額**  
・自ら取り付けた場合 → 10,000円  
・事業者による取付の場合 → 20,000円  
（購入費10,000円、取付費10,000円）



### ■家庭用ポータブル発電機等購入費補助金

**○申請方法**  
購入前に以下の4点の書類を提出してください。  
①交付申請書（様式第1号）②仕様が分かるカタログ等の写し  
③運転免許証、住民票等の写し ④見積書の写し

～交付決定通知書が届いたら～  
申請した家庭用ポータブル発電機等を購入してください。

～購入が完了したら～  
代金支払い後、以下の2点の書類を提出してください。  
①本人と発電機等が写っている写真 ②領収書の写し

**○補助額** 対象経費の2分の1以内 **○上限額** 4万円  
**○申請期限** 2月末まで ※交流100V出力端子を備えたもの

### ▲注意事項▲

**○その1**  
3万円以上の支出が見込まれる場合は、2者以上の見積書が必要になります。（下田市補助金交付規則第18条）

**○その2**  
感震ブレイカー整備費補助金、家庭用ポータブル発電機等購入費補助金については、事前申請となりますので事業に取り掛かる前に必ず申請してください。

**○その3**  
家具等転倒防止促進事業費補助金、感震ブレイカー整備費補助金は住宅または併用住宅一戸につき1回限り、家庭用ポータブル発電機等購入費補助金は1世帯につき1回限りの申請となります。

**○その4**  
予算には限りがあるため、申請をお考えの方は防災安全課まで一度お問合せください。

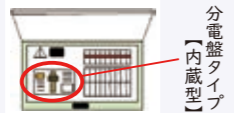
### ■感震ブレイカー整備費補助金

**○申請方法**  
工事前に以下の3点の書類を提出してください。  
①交付申請書（様式第1号）②設置箇所の写真（設置前）  
③見積書の写し

～交付決定通知書が届いたら～  
事業者へ工事を依頼してください。

～工事が完了したら～  
事業者へ工事代金を支払い後、以下の3点の書類を提出してください。  
①設置箇所の写真（設置後）②領収書の写し ③交付請求書（様式第6号）

**○補助額** 対象経費の3分の2以内 **○上限額** 5万円



**令和8年度 国民健康保険税のお知らせ**

問合せ先 市民保健課国保年金係 ☎22 3 9 2 2

令和8年度の国民健康保険税は、これまでの「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」の3つの区分に加え、新たに「子ども・子育て支援金分」が加わります。

「子ども・子育て支援金分」は、国が取り組む「子ども・子育て支援制度」に伴い、皆さんが加入する医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療・社会保険等）の保険料（税）から「子ども・子育て支援金分」を賦課・徴収するもので、全国一律で始まります。

また、加入者の皆さんの健康と暮らしを支え、持続可能な国保制度の運営と、安定した医療サービスを提供し続けるため、令和8年度は下記の通りの税率の改定を行います。皆さんのご理解ご協力をお願いします。

令和8年度の国民健康保険税の納税通知書は7月中旬に郵送します。

区分	課税対象	医療分 (75歳未満)		後期高齢者支援金分 (75歳未満)		介護分 (40歳以上65歳未満)		子ども・子育て支援金分 (18歳以上)
		7年度	8年度	7年度	8年度	7年度	8年度	8年度
所得税	前年中の総所得から基礎控除43万円を差し引いた額	5.80%	6.86%	2.45%	2.64%	2.00%	2.18%	0.27%
均等割	被保険者1人につき	23,500円	29,300円	9,700円	11,100円	14,400円	15,800円	1,739円 18歳以上均等割(注1) 146円
平等割	1世帯につき	15,400円	19,000円	6,400円	7,200円	—	—	—
課税限度額 (上記3つの合計額の上限)		66万円	67万円	26万円	26万円	17万円	17万円	3万円

※世帯主及び国保加入者全員の所得の合計が一定規準以下の世帯については、国保税の均等割額と平等割額を減額する軽減措置があります。（申請は不要です）  
（注1）：子ども子育て支援金の賦課方式は、「18歳未満被保険者」と「18歳以上被保険者」で異なり、「18歳未満被保険者」は均等割が賦課されませんが、「18歳以上被保険者」は均等割に加え「18歳以上均等割」が賦課されます。これは18歳未満の下田市国保被保険者の均等割の総額を、18歳以上の下田市国保被保険者で負担するものです。

**令和8・9年度 後期高齢者医療保険料率が改定されます**

問合せ先 市民保健課国保年金係 ☎22 3 9 2 2

後期高齢者医療制度の保険料は、医療分と子ども分それぞれの被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

また、医療分の保険料率（均等割と所得割率）は2年ごと、子ども分の保険料率（均等割と所得割率）は1年ごと各都道府県の広域連合が算定することとしており、令和8・9年度の保険料率は次のとおり改定されました。

**1. 医療分の保険料について**

●令和8・9年度の保険料率等

	令和7年度	令和8・9年度
所得割率	9.49%	9.35%
均等割額	47,000円	51,100円
賦課限度額	80万円	85万円

**2. 子ども分の保険料について**

「子ども・子育て支援金制度」が令和8年4月1日から始まります。

「子ども・子育て支援金制度」は全世代の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

	令和8年度
所得割率	0.25%
均等割額	1,400円
賦課限度額	21,000円

**3. 均等割額の軽減対象の拡大**

均等割額の5割軽減及び2割軽減について、所得の低い方の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。

●均等割額の軽減判定所得基準額（世帯主及び世帯の全ての被保険者の総所得金額等の合計）

区分	令和7年度	令和8年度
7割軽減※1	43万円 + (給与所得者等の数※2 - 1) × 10万円以下のとき	43万円 + (給与所得者等の数※2 - 1) × 10万円以下のとき
5割軽減	43万円 + (給与所得者等の数※2 - 1) × 10万円 + 30.5万円 × 世帯の被保険者数	43万円 + (給与所得者等の数※2 - 1) × 10万円 + 31万円 × 世帯の被保険者数
2割軽減	43万円 + (給与所得者等の数※2 - 1) × 10万円 + 56万円 × 世帯の被保険者数	43万円 + (給与所得者等の数※2 - 1) × 10万円 + 57万円 × 世帯の被保険者数

※1 静岡県は令和8・9年度の医療分のみ7.2割軽減  
※2 給与所得を有する人（給与収入55万超）または公的年金等に係る所得を有する人（公的年金等の収入額60万超（65歳未満）または110万超（65歳以上））（★）の数★公的年金等に係る特別控除（15万円）後は110万を125万円となるように読み替えます。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。

**下田市フリーWiFi**

終了のお知らせ

回線事業者によるサービス提供終了に伴い、令和8年3月31日をもって「下田市フリーWiFi」を終了しました。

問合せ先 企画課企画調整係 ☎22 2 2 1 2

**株式会社プリーズ コミュニティ様**

企業版ふるさと納税 御寄附をいただきました

感謝状贈呈の様子

おそうじ屋 プリッチェ リフォーム屋 プリッチェ

**助けあい、支えあう「年金」とても大事**

～近くて便利な年金相談～

年金相談では、年金事務所職員が年金の請求や年金見込額の照会などを行います。相談のある方は、ぜひ、ご利用ください。

※予約が必要となります。  
年金相談時に必要なもの  
身分証明書、印鑑、年金手帳等  
※その他、必要書類については予約時にお伝えします。

**申込み・問合せ先**  
市民保健課国保年金係 ☎22 3 9 2 2

（東本郷庁舎窓口③）※5/1まで（河内庁舎本館2階）※5/7から  
◆年金相談に関する一般的な問い合わせは、「ねんきんダイヤル」もご利用ください。

ねんきんダイヤル ☎05701051165

出張相談日程（市HP）